

特定非営利活動法人 日向ライフセービングクラブ救難所 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 日向ライフセービングクラブ救難所と称す。

2 この法人は、英文名称を HYUGA LIFESAVING CLUB RESCUE STATION、略称を HLC とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県日向市大字幸脇543番地116に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、水辺の事故防止と安全思想の普及、ライフセービングの知識と技術の向上、ライフセービング活動を通じて青少年の育成および行政機関との協調に基づき地域安全活動を行うことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(特定非営利活動にかかる事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ライフセービング活動としての水辺の監視・救助活動事業
- (2) ライフセービング活動に関する資格認定事業
- (3) 青少年・児童に対するライフセービング活動としての水辺の安全・教育事業
- (4) ライフセービングの競技事業
- (5) ライフセービング活動としての環境保全事業
- (6) ライフセービング活動に関する広報・啓発活動事業
- (7) ライフセービング活動における国際交流事業
- (8) その他、この法人の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同の意思を届け出た個人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
- (4) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者等で総会において推薦承認された者

(入会)

第7条 正会員及びその他の会員は、入会に際し次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この団体の設立趣旨及び第3条の目的を理解し、この団体の定款及び諸規定を遵守する。
- (2) 会員になろうとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- (3) 理事長は、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- (4) 理事長は第3項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは理事会において理事総数4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員、顧問及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とし、常務理事を1人おくことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

3 役員の中に、それぞれの役員について、その配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 常務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の常務を処理する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重なる事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を防げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結

するまでその任期を伸長する。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 第2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

4 前2項に定めるもののほかに、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

5 第16条第1項の規定は、顧問について準用する。

第5章 総会

(種別及び構成)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(ア) 定款の変更

- (イ) 解散
- (ウ) 合併
- (エ) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (オ) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (カ) 役員の選任及び解任、職務、報酬に関する事項
- (キ) 入会金、会費に関する事項
- (ク) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (ケ) 事務局の組織等のに関する事項
- (コ) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度終了の日から2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(ア) 理事会が必要と認めたとき。

(イ) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(ウ) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面電子メール又はファクシミリをもって、開会の10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることはできない。

(書面表決等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なものとする。やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又はほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定に適用については出席したものみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(開催)

第32条 理事会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事会に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面、電子メール又はファクシミリをもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会における議決決定事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることはできない。

(書面表記等)

第37条 各理事の表決権は平等なものとする。やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数（書面表決者がある場合には、その数を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名任の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 収入及び支出は、予算に基づいて行うこと。
- (2) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (3) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとする。
- (4) 採用する会計処理の基準及び手続については、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（事業計画及び予算）

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、当該事業年度内に開催される総会に報告しなければならない。

（暫定予算）

第43条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算設立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに設立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算報告）

第44条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

2 前項の議決を経た事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、前事業年度の役員の名簿、社員のうち10名以上の名簿を添えて、当該事業年度終了後3ヶ月以内にこの法人の所轄庁に提出しなけ

ればならない。

3 この法人の決算において、剰余金を生じたときには、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定に関わらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（清算人の選任）

第48条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）は、理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第49条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）に存する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、特定非営利活動法第11条第3項に掲げる者のうち総会で選定した者に譲渡するものとする。

（合併）

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲示して行う。

第9章 事務局

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第10章 雑則

(委任)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

1 この定款はこの法人の設立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	一木 累
副理事長	歌津 晃
理事	森 三敬
理事	松澤 州馬
監事	三股 信夫

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、設立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条第1項の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の事業年度は、第46条の規定に関わらず、設立の日から令和9年3月31日までとする。

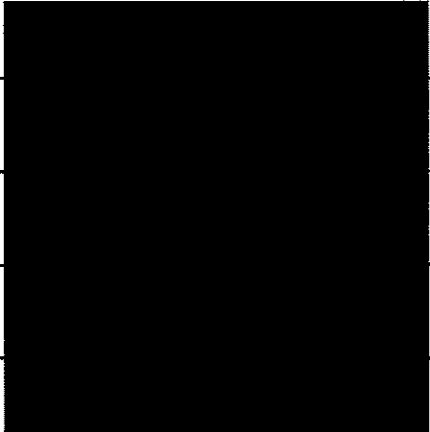
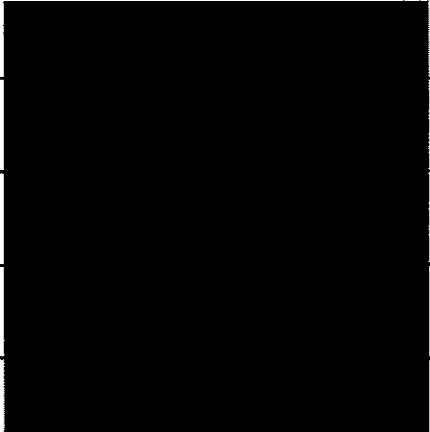
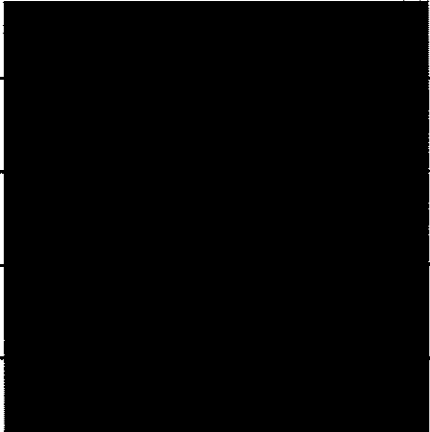
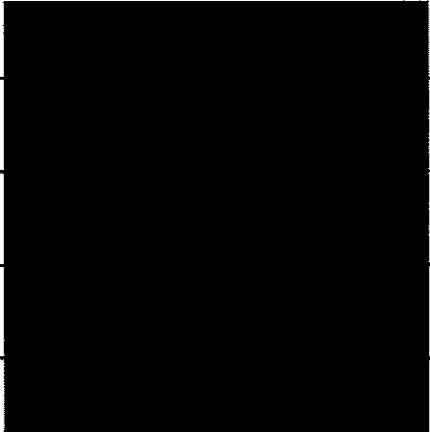
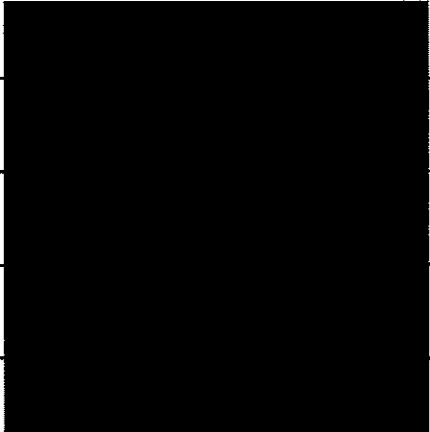
6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定に関わらず、次に掲げる額とする。

(1)	正会員	(個人)	入会金無料	年会費	2000 円
-----	-----	------	-------	-----	--------

	(団体)	入会金無料	年会費	10000 円
(2)	一般会員 (個人)	入会金無料	月会費無料	
	(団体)	入会金無料	月会費無料	
(3)	賛助会員 (個人)	入会金無料	年会費一口	10000 円
	(団体)	入会金無料	年会費一口	30000 円
(4)	名誉会員	入会金無料	年会費無料	

役員名簿

特定非営利活動法人 日向ライフセービングクラブ救難所

役職名	ふりがな 氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	いちきるい 一木累		無
副理事長	うたづあきら 歌津晃		無
理事	まつざわしゅうま 松澤州馬		無
理事	もりみつよし 森三敬		無
監事	みまたのぶお 三股信夫		無

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

日向市の水辺での水難事故が後を絶たず、毎年のように事故が発生しています。

日向市での水辺の事故防止と安全思想の普及、ライフセービングの知識と技術の向上、ライフセービング活動を通じて青少年の育成および行政機関との協調に基づき地域安全活動を行わなければなりません。

本会は、水辺の行事を誰もが安全に行えるようパトロールや声掛けを行い、ライフセービングの知識、技術、安全管理業務活動を社会的な事業として継続できるよう特定非営利活動法人として設立するものです。

2 申請に至るまでの経緯

日向ライフセービングクラブ救難所は2010年5月10日に任意団体として設立し、現在に至っています。

水辺の事故防止と安全思想の普及、ライフセービングの知識と技術の向上、ライフセービング活動を通じて青少年の育成および行政機関との協調に基づき地域安全活動を行うことが目的であり、海上保安署と情報を共有し官民連携救助活動で今以上に幅広い活動の継続的な事業を展開できるよう特定非営利活動法人の設立 認証の申請を行うものです。

令和8年3月14日

特定非営利活動法人日向ライフセービングクラブ救難所

設立代表者 一木 累

令和8年度事業計画書

(法人設立の日から令和9年3月31日まで)

特定非営利活動法人日向ライフセービングクラブ救難所

1 事業活動方針

本法人の目的及び事業に対する社会の要望に応えるため、本年度においては水難事故防止のパトロールの強化を重点的に行い、併せて海上保安署との連携で官民一体となるレスキュー事業を行う。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 水辺の事故防止と安全思想の普及

ライフジャケット着用の声掛け・釣り場のパトロール

- ・ 実施時期 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- ・ 対象 船、磯、岸壁等の釣り人
- ・ 内容 ライフジャケットの着用義務の説明

② ライフセービングの知識と技術の向上

・ 実施時期 令和8年5月3日～令和8年10月31日

- ・ 対象 一般サーファー、ボディボーダー
- ・ 内容 レスキュー艇への乗り込み方、助けられ方の勉強会

③ サーフィン大会安全管理業務

- ・ 実施時期 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- ・ 対象 サーフィン大会
- ・ 内容 サーフィン大会開催中の安全管理業務

令和8年活動予算書

法人設立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動日向ライフセービングクラブ救難所

単位 円

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費	¥22,000		
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
.			
2 受取寄付金			
受取寄付金			
施設等受入評価益			
.			
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
.			
4 事業収益			
安全管理事業収益	¥1,070,000		
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
.			
経常収益計		¥1,092,000	
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	¥365,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	¥123,000		
施設等評価費用			
減価償却費			

支払利息			
.....			
その他経費計			
事業費計			
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職金給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計			
(2) その他経費			
研修費	¥80,000		
旅費交通費			
車両費	¥14,000		
支払利息			
.....			
その他経費計			
管理費計		¥582,000	
経常費用計			¥510,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			¥510,000
設立時正味財産額			¥87,741
次期繰越正味財産額			¥597,741

令和 9 年度事業計画書

(令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで)

特定非営利活動法人日向ライフセービングクラブ救難所

1 事業活動方針

本法人の目的及び事業に対する社会の要望に応えるため、本年度においては水難事故防止のパトロールの強化を重点的に行い、併せて海上保安署との連携で官民一体となるレスキュー事業を行う。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 水辺の事故防止と安全思想の普及

ライフジャケット着用の声掛け・釣り場のパトロール

- ・ 実施時期 令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日
- ・ 対象 船、磯、岸壁等の釣り人
- ・ 内容 ライフジャケットの着用義務の説明

② ライフセービングの知識と技術の向上

- ・ 実施時期 令和 9 年 5 月 3 日～令和 9 年 1 0 月 3 1 日
- ・ 対象 一般サーファー、ボディボーダー
- ・ 内容 レスキュー艇への乗り込み方、助けられ方の勉強会

③ サーフィン大会安全管理業務

- ・ 実施時期 令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日
- ・ 対象 サーフィン大会
- ・ 内容 サーフィン大会開催中の安全管理業務

④ レスキューア育成

- ・ 実施時期 令和 9 年 4 月 1 日～令和 1 0 年 3 月 3 1 日
- ・ 対象 救難所加入会員
- ・ 内容 小型特殊船舶免許取得

令和 9 年活動予算書

令和 9 年 4 月 1 日 から令和10年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動日向ライフセービングクラブ救難所

単位 円

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費	¥22,000		
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
.			
2 受取寄付金			
受取寄付金			
施設等受入評価益			
.			
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
.			
4 事業収益			
安全管理事業収益	¥990,000		
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
.			
経常収益計		¥1,012,000	
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給与手当	¥365,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費	¥123,000		
施設等評価費用			
減価償却費			

支払利息			
．．．．．			
その他経費計			
事業費計			
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職金給付費用			
福利厚生費			
．．．．．			
人件費計			
(2) その他経費			
研修費			
雑費	¥60,000		
車両費	¥54,000		
支払利息			
．．．．．			
その他経費計			
管理費計		¥602,000	
経常費用計			¥410,000
当期経常増減額			
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
．．．．．			
経常外収益計			
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
．．．．．			
経常外費用計			
前期繰越正味財産額			¥597,741
当期正味財産増減額			¥410,000
次期繰越正味財産額			¥1,007,741